

# 公益財団法人日本ソフトテニス連盟

## 会員登録規程

### (目的)

第1条 本規程は、定款第49条に基づき、ソフトテニスの一層の普及活動のための基盤として、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という）及びその加盟団体における会員組織と会員の把握を明確に行うとともに、併せて各組織の財政に寄与させるものとする。

### (加盟団体)

第2条 加盟団体とは、本連盟定款（以下「定款」という）第5条に規定された本連盟の目的に賛同した各都道府県を代表するソフトテニス競技団体、又は本連盟以外の全国的に組織されたソフトテニス競技団体をいう。

### (登録会員)

第3条 登録会員とは、第4条に規定した所属団体に属する者で、本連盟に登録した者をいう。また、同一人の登録は1ヶ所に限る。

### (所属団体の区分)

第4条 本連盟の加盟団体に所属する所属団体は、次の種別に区分する。

第1種	年齢を制限しない一般及び第2種から第5種までに属さない者によって構成された団体
第2種	(一社) 日本学生ソフトテニス連盟に属する者によって構成された団体
第3種	(公財) 全国高等学校体育連盟ソフトテニス専門部に所属する者によって構成された団体
第4種	(公財) 日本中学校体育連盟ソフトテニス競技部に所属する者によって構成された団体
第5種	小学生によって構成された団体

### (会員の権利)

第5条 第3条に規定された登録会員は、本連盟が行う競技会並びに検定会、研修会等への参加及び本連盟の傷害補償制度を利用することができる。

### (登録期間)

第6条 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (登録手続)

第7条 本連盟に登録する会員は、所属団体から加盟団体を通じて本連盟に登録する。  
2 会員登録は、本連盟の会員登録システムにより行うものとする。  
3 登録は、毎年行うものとし、原則として4月1日から6月30日までの間に行わなければならない。

(登録の変更)

第8条 登録会員が、転居、転校、その他の都合により所属団体等登録内容に変更が生じた場合は、登録の変更をすることができる。

- 2 登録の変更は、登録会員が所属団体を通じて加盟団体の承認を得て新たに所属する団体を經由して本連盟に登録の変更手続きを行う。この場合、本連盟に対する登録料は不要とする。

(登録の取消)

第9条 本連盟は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て会員登録を取り消すことができる。この場合、本連盟は、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 法令、定款及び本規程その他本連盟の規程に違反したとき。
- 2 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に反する行為があったとき。

(登録料)

第10条 登録料は、会員及び会費に関する規程第4条(2)に定めるとおりとする。

(会員の個人情報)

第11条 会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

会員から取得した個人情報は、会員の管理、資格審査等に関する情報の発信、公表、ソフトテニス競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

附 則

1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。
2. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
3. この規程は、令和7年4月1日から施行する。